

能登半島地震被災地支援活動を交付金で支援 ～地域交響プロジェクト交付金「被災地支援プログラム」の募集について～

■京都府では、令和6年能登半島地震の被害に対する支援として、府内の非営利団体（NPOやボランティアサークル等）が災害ボランティアセンターを通じて行う被災地及び被災者への支援活動に対して、地域交響プロジェクト交付金を交付することとしますので、ご周知いただきますようお願いいたします。

1 対象事業

令和6年能登半島地震による被害に対し、京都府内に主な事務所をおく非営利団体（NPO、ボランティアサークル等）が災害救助法適用市町村を有する県内（新潟県、富山県、石川県及び福井県）において、災害ボランティアセンターを通じて行う被災地支援活動（令和6年1月1日以降の活動）

<対象事業例> ・災害で発生した土砂・がれきの除去 ・被災家屋等の清掃作業
・被災者への心理ケアの実施 など

*個人及び営利企業の活動は対象外

*災害ボランティアセンターを通さず自主的に行う活動は対象外

2 対象経費

事業費30万円の範囲内

<対象経費例> ・ブラシ・スコップ等の資材や軍手・長靴等の消耗品代
・被災地への交通費や専門家への謝礼
・がれき搬送用のトラック等の借上料、燃料費
・ボランティア保険料 など

3 補助率

事業費の3分の2（上限20万円）

4 相談窓口

文化生活部 文化生活総務課 府民協働係 （電話 075-414-4453）

5 申請方法

申請方法等については、詳細が決まり次第、別途報道発表するとともに、京都府HP「地域交響プロジェクト交付金」等でお知らせします。

(<https://www.pref.kyoto.jp/chiikikokyo/koufukin.html>)

*申請に必要となりますので、災害ボランティアセンターを通じた活動であることがわかる書類（活動証明書等）、消耗品の購入等に係るレシートや領収書、活動の様子が分かる写真等を保管しておいてください。

【本報道発表に関するお問合せ】

京都府災害支援対策本部

文化生活部文化生活総務課 課長 裕（はざま） TEL 075-414-4220

参事 尾崎 TEL 075-414-4460

